

石川県公報

平成 25 年 9 月 6 日
第 1 2 6 2 7 号（金曜日）
毎週 2 回 火曜 金曜発行

目 次

告 示		監 査 委 員	
○生活保護法に基づく指定介護機関の事業者の名称の変更の届出 (厚生政策課)	1	○政府調達に関する協定に係る入札公告 (医療対策課)	6
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の事業者の名称の変更の届出 (同)	2	○予防接種を行う医師に係る公告 (健康推進課)	8
○県有財産売払入札公告 (管財課)	4	○定期監査結果公表	8
		○財政的援助団体等監査結果公表	9
		○定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表	10

告 示

石川県告示第384号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業者の名称を変更した旨の届出があった。

平成25年9月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		変更年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
新 公益社団法人石川勤労者医療協会	金沢市京町20番3号	小松みなみ診療所	小松市下栗津町み1	平成25年4月1日
旧 社団法人石川勤労者医療協会				
新 公益社団法人石川勤労者医療協会	〃	輪島診療所	輪島市堀町1字13番2	〃
旧 社団法人石川勤労者医療協会	〃	輪島診療所 介護相談センター	〃	〃
新 公益社団法人石川勤労者医療協会	〃	ヘルパーステーション さくら	〃	〃
旧 社団法人石川勤労者医療協会	〃	社団法人石川勤労者医療協会 通所介護さくらの木	〃	〃
新 公益社団法人石川勤労者医療協会	〃	訪問入浴さくらの湯	〃	〃
旧 社団法人石川勤労者医療協会	〃			

新	公益社団法人石川勤労者医療協会	〃	訪問看護ステーション さくら	〃	〃
旧	社団法人石川勤労者医療協会				
新	公益社団法人石川勤労者医療協会	〃	さくらの里	〃	〃
旧	社団法人石川勤労者医療協会				
新	公益社団法人石川勤労者医療協会	〃	羽咋診療所 通所リハビリ	羽咋市柳橋町堂田53番地1号	〃
旧	社団法人石川勤労者医療協会				
新	公益社団法人石川勤労者医療協会	〃	介護相談センター羽咋	〃	〃
旧	社団法人石川勤労者医療協会				
新	公益社団法人石川勤労者医療協会	〃	羽咋診療所	〃	〃
旧	社団法人石川勤労者医療協会				
新	公益社団法人石川勤労者医療協会	〃	社団法人石川勤労者医療協会 介護センターほのぼの	羽咋市東川原町柳橋74番地1	〃
旧	社団法人石川勤労者医療協会				
新	公益社団法人石川勤労者医療協会	〃	寺井病院・手取の里介護総合 相談センター	能美市寺井町ウ84番地	〃
旧	社団法人石川勤労者医療協会				
新	公益社団法人石川勤労者医療協会	〃	介護老人保健施設 手取の里	〃	〃
旧	社団法人石川勤労者医療協会				
新	公益社団法人石川勤労者医療協会	〃	寺井病院	〃	〃
旧	社団法人石川勤労者医療協会				
新	公益社団法人石川勤労者医療協会	〃	ヘルパーステーション かけはし	〃	〃
旧	社団法人石川勤労者医療協会				
新	公益社団法人石川勤労者医療協会	〃	訪問看護ステーション かけはし	〃	〃
旧	社団法人石川勤労者医療協会				
新	公益社団法人石川勤労者医療協会	〃	寺井の家	能美市寺井町ソ168番地	〃
旧	社団法人石川勤労者医療協会				

石川県告示第385号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業者の名称を変更した旨の届出があった。

平成25年9月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		変更 年月日	
名 称	主たる事務 所の所在地	名 称	所 在 地		
新	公益社団法人石川勤労者医療協会	金沢市京町20番 3号	小松みなみ診療所	小松市下栗津町 み1	平成25年 4月1日
旧	社団法人石川勤労者医療協会				
新	公益社団法人石川勤労者医療協会	〃	輪島診療所	輪島市堀町1字 13番2	〃
旧	社団法人石川勤労者医療協会				
新	公益社団法人石川勤労者医療協会	〃	輪島診療所 介護相談センター	〃	〃
旧	社団法人石川勤労者医療協会				
新	公益社団法人石川勤労者医療協会	〃	ヘルパーステーション さくら	〃	〃
旧	社団法人石川勤労者医療協会				
新	公益社団法人石川勤労者医療協会	〃	社団法人石川勤労者医療協会 通所介護さくらの木	〃	〃
旧	社団法人石川勤労者医療協会				
新	公益社団法人石川勤労者医療協会	〃	訪問入浴さくらの湯	〃	〃
旧	社団法人石川勤労者医療協会				
新	公益社団法人石川勤労者医療協会	〃	訪問看護ステーション さくら	〃	〃
旧	社団法人石川勤労者医療協会				
新	公益社団法人石川勤労者医療協会	〃	さくらの里	〃	〃
旧	社団法人石川勤労者医療協会				
新	公益社団法人石川勤労者医療協会	〃	羽咋診療所 通所リハビリ	羽咋市柳橋町堂 田53番地1号	〃
旧	社団法人石川勤労者医療協会				
新	公益社団法人石川勤労者医療協会	〃	介護相談センター羽咋	〃	〃
旧	社団法人石川勤労者医療協会				
新	公益社団法人石川勤労者医療協会	〃	羽咋診療所	〃	〃
旧	社団法人石川勤労者医療協会				
新	公益社団法人石川勤労者医療協会	〃	社団法人石川勤労者医療協会 介護センターほのぼの	羽咋市東川原町 柳橋74番地1	〃
旧	社団法人石川勤労者医療協会				
新	公益社団法人石川勤労者医療協会	〃	寺井病院・手取の里介護総合 相談センター	能美市寺井町ウ 84番地	〃
旧	社団法人石川勤労者医療協会				
新	公益社団法人石川勤労者医療協会	〃	介護老人保健施設 手取の里	〃	〃
旧	社団法人石川勤労者医療協会				

新	公益社団法人石川勤労者医療協会	〃	寺井病院	〃	〃
旧	社団法人石川勤労者医療協会				
新	公益社団法人石川勤労者医療協会	〃	ヘルパーステーション かけはし	〃	〃
旧	社団法人石川勤労者医療協会				
新	公益社団法人石川勤労者医療協会	〃	訪問看護ステーション かけはし	〃	〃
旧	社団法人石川勤労者医療協会				
新	公益社団法人石川勤労者医療協会	〃	寺井の家	能美市寺井町ソ168番地	〃
旧	社団法人石川勤労者医療協会				

公 告

県有財産売払入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成25年9月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付す物件及び最低売却価格

物件番号	所在地番	財産区分	地目	地積	最低売却価格
1	加賀市山中温泉菅谷町ホ26番	土地	宅地	1,269.21m ²	1,430,000円
2	加賀市山代温泉桔梗丘二丁目110番	土地	宅地	154.67m ²	3,850,000円
3	白山市福留町395番1	土地	宅地	1,089.00m ²	11,500,000円
4	金沢市畝田西三丁目513番	土地	宅地	190.69m ²	11,800,000円
5	輪島市堀町壱五字2番52	土地	宅地	273.08m ²	3,940,000円
6	輪島市町野町東大野長瀬町82番	土地	宅地	572.90m ²	1,800,000円
7	輪島市門前町箱ト32番3、32番4	土地	宅地	405.47m ²	1,030,000円
8	鳳珠郡能登町字小木口字15番4	土地	宅地	162.30m ²	1,240,000円
9	鳳珠郡能登町字小木口字15番5	土地	宅地	162.02m ²	1,240,000円
10	鳳珠郡能登町字小木口字15番9	土地	宅地	161.35m ²	1,230,000円
11	珠洲市飯田町式九部3番	土地	宅地	235.74m ²	2,880,000円

備考 物件番号3は、建物(10.50m²)及び工作物の解体条件付です。

2 入札場所、入札期間及び開札日時

(1) 入札場所

ヤフー株式会社がインターネット上で次のアドレスほかで運用する公有財産売却システム(以下「公有財産売却システム」という。)による。

URL http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/k_ishikawa

(2) 入札期間

平成25年10月10日(木)午後1時から同月17日(木)午後1時まで

(3) 開札日時

平成25年10月17日(木)午後1時経過後直ちに行う。

3 現地説明の実施

各物件について、個別に現地説明を実施する。現地説明を希望する者は、希望日の前々日までに電話にて申し込むこと。

(1) 申込期間

平成25年9月6日(金)から同月15日(日)までの毎日午前9時から午後5時まで

(2) 実施期間

平成25年9月11日(水)から同月17日(火)までの毎日午前11時から午後4時まで

(3) 申込先 石川県総務部管財課資産活用室 電話番号 076-225-1266

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第1項の規定により一般競争入札に参加させることができない者以外の者であること。

(2) 施行令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないことができる者以外の者であること。

(3) 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)ではないこと及び以下に該当しない者であること。

ア 役員等(申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。)が、条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(4) 石川県インターネット公有財産売却ガイドライン(以下「県ガイドライン」という。)並びにヤフー株式会社が定めるオークションに関連する利用規約及び各種ガイドラインの内容を承諾し、及び遵守することができる者

5 入札案内書の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

平成25年9月6日(金)から同年10月3日(木)まで

(2) 交付場所

石川県ホームページ

URL <http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanzai/tochi/netnyu.html>

6 入札参加申込みの方法

(1) 仮申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、平成25年9月6日(金)午後1時から同月26日(木)午後2時までの間に、あらかじめ公有財産売却システムにより参加の仮申込みの手続を行うこと。

(2) 本申込み

(1)により参加の仮申込手続を完了した後、平成25年10月3日(木)午後5時までに、所定の申込書に添付書類を添え、石川県総務部管財課資産活用室へ一般競争入札の参加を申し込むものとする。なお、郵送による申込みの場合は、簡易書留で、同日午後5時必着とする。

申込みに当たっては、県が定めた金額の入札保証金を納付しなければならない。

7 入札の方法

(1) 公有財産売却システムにより入札価格を登録する。

なお、この登録は各物件につき1回に限り行うことができる。

(2) 郵送等による入札書の提出は、認めない。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、県が定めた入札保証金を指定された納付方法により納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、最低売却価格(石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格をいう。)の100分の10とする。

(3) 落札者が納付した入札保証金は、本人の申出により、契約保証金に充当することができる。

(4) 入札保証金は、落札者のものを除き、入札期間終了後還付する。落札者には、落札者が契約を締結しない場合又は落札者の申請により契約保証金に充当する場合を除き、契約締結後に還付する。

(5) 落札者が契約を締結しない場合は、入札保証金は県に帰属する。

9 その他

(1) 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者の提出した入札書、入札参加申込みを行わなかった者の提出した入札書その他入札案内書及び県ガイドラインに示す無効の入札に掲げる入札書は、無効とする。

(2) 落札者の決定方法

最低売却価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約保証金

最低売却価格の100分の10以上とする。

(4) 売買代金の納入

県が発行する納入通知書により、指定の期日（契約締結の日から30日以内）までに納入すること。

(5) 所有権の移転等

所有権の移転は、売買代金が完納された日とし、その日から起算して7日以内に物件の引渡しを行う。

(6) その他の事項

詳細は、入札案内書及び県ガイドラインによる。

(7) 問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課資産活用室 電話番号 076-225-1266

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成25年9月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

超音波診断装置 一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成25年12月27日

(4) 納入場所

石川県立中央病院

(5) 入札方法

落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成25年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成25年石川県告示第83号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、次の(1)及び(2)に示す事項について証明する書類を平成25年9月27日(金)までに4(1)の場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入実績を有すること。
- (2) 当該調達物品を納入後、保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8530 金沢市鞍月東2丁目1番地

石川県立中央病院管理局経理課用度係 電話番号 076-238-7859

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札書の受領期限

平成25年10月21日(月)正午(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

- (4) 開札の日時及び場所

平成25年10月21日(月)午後1時30分 石川県立中央病院管理局会議室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

- (3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札参加資格の確認手続等を行わない者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

- (4) 契約書作成の要否

要

- (5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (6) 手続における交渉の有無

無

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased

Ultrasound image diagnosis equipment for obstetrics and gynecology department 1set

- (2) Delivery date

By 27 December 2013

- (3) Delivery place

Ishikawa Prefectural Central Hospital

- (4) Time limit of tender

Noon 21 October 2013

(5) Contact point for the notice

Fiscal Division Ishikawa Prefectural Central Hospital

2-1 Kuratsukihigashi Kanazawa 920-8530

Japan TEL 076-238-7859

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うA類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成25年9月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
馬 瀬 新太郎	県内全域	珠洲市野々江町コ部1番地1 珠洲市総合病院

監 査 委 員

定期監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、平成24年度の財務事務に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成25年9月6日

石川県監査委員 和田内 幸 三
同 金 原 博
同 安 田 慎 一
同 織 田 静 代

監 査 箇 所 名	監 査 年 月 日	監 査 の 対 象	監 査 の 結 果
教育委員会 企画調整室	平成25年8月2日	平成24年度決算	所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
庶務課	〃	〃	〃
教職員課	〃	〃	〃
教員指導力向上推進室	〃	〃	〃
学校指導課	〃	〃	〃
生涯学習課	〃	〃	〃
文化財課	〃	〃	〃
金沢城調査研究所	〃	〃	〃
スポーツ健康課	〃	〃	〃
議会事務局	〃	〃	〃
国際交流課	〃	〃	〃
土木部 企画調整室	平成25年8月6日	〃	〃
監理課	〃	〃	〃
道路建設課	〃	〃	〃
道路整備課	〃	〃	〃

河川課 大聖寺川ダム統合管理事務所 赤瀬ダム管理事務所 犀川ダム管理事務所 内川ダム管理事務所	〃	〃	〃
砂防課	〃	〃	〃
建築住宅課	〃	〃	〃
営繕課	〃	〃	〃
競馬事業局	平成25年 8 月 7 日	〃	〃
警察本部	〃	〃	〃
秘書課	平成25年 8 月 9 日	〃	〃
総務課	〃	〃	〃
人事課	〃	〃	〃
行政経営課	〃	〃	〃
財政課	〃	〃	〃
管財課	〃	〃	〃
税務課	〃	〃	〃
地方課	〃	〃	〃
港湾課	〃	〃	〃
都市計画課	〃	〃	〃
公園緑地課	〃	〃	〃
農林水産部 企画調整室	平成25年 8 月12日	〃	〃
農業政策課	〃	〃	〃
生産流通課	〃	〃	〃
経営対策課 大日川ダム管理事務所	〃	〃	〃
農業基盤課	〃	〃	〃
農業安全課	〃	〃	〃
森林管理課	〃	〃	〃
水産課	〃	〃	〃
金沢県税事務所	平成25年 8 月23日	〃	〃
小松県税事務所	〃	〃	〃
農林総合研究センター	〃	〃	〃
中能登総合事務所 能登中部保健福祉センター 能登中部保健所 七尾児童相談所	〃	〃	〃
奥能登総合事務所 能登北部保健福祉センター 能登北部保健所	〃	〃	〃

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、平成24年度の財政的援助等に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成25年 9 月 6 日

石川県監査委員 和田内 幸 三
同 金 原 博

同 安 田 慎 一
同 織 田 静 代

監 査 箇 所 名	監 査 年 月 日	監 査 の 結 果
石川県公立大学法人	平成25年8月23日	当該団体の出納その他の事務の執行は、 おおむね適正に処理されていると認める。

定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県知事より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成25年9月6日

石川県監査委員 和田内 幸 三
同 金 原 博
同 安 田 慎 一
同 織 田 静 代

(別 紙)

県 央 農 第 1802 号
平成25年8月20日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 谷 本 正 憲

平成25年7月31日付け石監査第203号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機関名	監査結果に基づき講じた措置
公用車の交通事故が発生しています。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意してください。	県央農林 総合事務所	公用車を運転する際は、交通関係法令等を遵守し、安全運転に万全を期するよう改めて全職員に対し周知徹底を図りました。 さらに、安全運転等の推進を図るべく、自治研修センターで開催されている「自動車運転技術向上研修」を受講し、また、金沢西警察署等の協力のもと全職員を対象とした交通安全講習会を開催しました。 今後このようなことがないよう、公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意し、交通事故防止に努めます。

南 加 農 第 2142 号
平成25年8月20日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 谷 本 正 憲

平成25年7月31日付け石監査第203号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機関名	監査結果に基づき講じた措置
<p>公用車の交通事故が発生しています。</p> <p>公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意してください。</p>	南加賀農林総合事務所	<p>公用車を運転する際は、交通関係法令等を遵守し、安全運転に万全を期するよう改めて全職員に対し周知徹底を図りました。</p> <p>さらに、安全運転等の推進を図るべく、自治研修センターで開催されている「自動車運転技術向上研修」を受講し、また、小松警察署等の協力のもと全職員を対象とした交通安全講習会を開催しました。</p> <p>今後、このようなことがないよう、公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意し、交通事故防止に努めます。</p>

経 第 891 号

平成25年8月1日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 谷 本 正 憲

平成25年7月31日付け石監査第203号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機関名	監査結果に基づき講じた措置
<p>公用車の交通事故が発生しています。</p> <p>公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意してください。</p>	経営支援課	<p>公用車を運転する際は、交通関係法令等を遵守し、安全運転に万全を期するよう改めて全職員に対し周知徹底を図るとともに、自動車運転技術向上研修に関係職員を参加させるなど再発防止に努めました。</p>

